

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
1	北部建設課	令和7年度 長北建第4号	県道葛籠尾崎大浦線他道路緑化維持管理業務		長浜市西浅井町菅浦他	道路植栽管理、規制ゲート管理
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	6,600,000円	長浜市西浅井町大浦1098番地の4 有限会社西浅井総合サービス	当業務は県道葛籠尾崎大浦線内にある規制ゲートの全日管理を含むため、西浅井地域の観光施設管理を一体的に受託している当該業者を選定した	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2	北部建設課	令和7年度 長北建第3号	北部建設局管内農業集落排水処理施設 汚泥引抜業務単価契約		北部建設局管内農業集落排水処理施設 2 6 箇所	北部管内農業集落排水処理施設 2 6 箇所から発生する汚泥・スカムの引抜運搬業務
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	4月1日～9月30日 まで15,400円/m 310月1日～3月31日 日まで17,050円/ m3	長浜市木之本町木之本2100番地1 有限会社 伊香清掃センター	廃棄物の処理および清掃に関する法律7条に基づく「一般廃棄物収集運搬業」の許可及び浄化槽法第35条の規定に基づく「浄化槽清掃業」の許可を受けた者で、当該区域を営業許可区域としている唯一の事業者であるため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3	北部建設課	令和7年度 長北建第8号	北部建設局管内污水中継ポンプ場保守点検緊急異常対応業務		長浜市北部建設局管内污水中継ポンプ場	污水中継ポンプ場の保守点検、清掃業務及び異常時の緊急対応業務
	令和7年5月1日 から 令和8年4月30日 まで	令和7年4月28日	月額 1,375,000円	長浜市木之本町木之本2100番地1 有限会社 伊香清掃センター	緊急時の迅速かつ適切な対応には専門的な知識と技術が必要であり、かつ、污水の搬出が伴う場合がある為、廃棄物の処理および清掃に関する法律第7条第1項に基づく湖北広域行政事務センターの許可業者で、旧伊香郡を営業区域としている業者は当該業者のみであるため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
4	北部建設課	令和7年度 長北建第38号	摺墨地区個別排水処理施設合併浄化槽維持管理業務		長浜市余呉町摺墨	摺墨地区個別排水処理施設合併浄化槽 1 3 箇所の維持管理業務
	令和7年4月28日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月28日	1,265,000円	長浜市木之本町木之本2100番地1 有限会社 伊香清掃センター	当該地区において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項に基づく湖北広域行政事務センターの許可業者で、旧伊香郡を営業許可区域としている事業者は当該業者のみであるため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5	北部建設課	令和7年度 長北建第340号	西浅井地区消雪設備維持管理委託業務（滋賀県管理井戸協定分）		長浜市西浅井町大浦他	消雪設備維持管理
	令和7年10月30日 から 令和8年3月23日 まで	令和7年10月29日	1,518,000円	長浜市木之本町木之本2001番地10 株式会社吉田	当業務は滋賀県の消雪設備（ポンプ）から配水される市の消雪設備（散水管）の維持管理業務であるため、滋賀県の維持管理委託受注者を選定した	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
6	北部建設課	令和7年度 長北建第341号	余呉地区消雪設備維持管理委託業務（滋賀県管理井戸協定分）		長浜市余呉町中之郷他	消雪設備維持管理
	令和7年10月30日 から 令和8年3月23日 まで	令和7年10月29日	1,210,000円	長浜市木之本町田部594番地1 株式会社村居	当業務は滋賀県の消雪設備（ポンプ）から配水される市の消雪設備（散水管）の維持管理業務であるため、滋賀県の維持管理委託受注者を選定した	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
7	北部建設課	令和7年度 長北建第423号	消雪用水源設備点検整備委託業務		長浜市余呉町菅並他	河川水取水設備維持管理
	令和7年12月1日 から 令和8年3月23日 まで	令和7年12月1日	1,893,100円	長浜市小堀町101番地2 滋賀工業株式会社	当業務は特殊な河川取水設備の整備維持管理であり、取り扱うことができるのは滋賀地域の特約店である当該業者のみであるため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
8	北部建設課	令和7年度 長北建第473号	塩津中部（祝山・野坂）地区下水道管路調査業務		長浜市西浅井町祝山・野坂	下水道管路における管路調査業務
	令和7年12月5日 から 令和8年3月18日 まで	令和7年12月5日	1,980,000円	長浜市木之本町木之本2100番地1 有限会社 伊香清掃センター	当該地区において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項に基づく湖北広域行政事務センターの許可業者で、旧伊香郡を営業許可区域としている事業者は当該業者のみであるため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号